

差額退職手当請求書

平成 年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町村長

印

平成 年度給与条例の改正に伴い次のとおり給料月額が異動したため、差額退職手当を支給されるよう申請します。

団体・職員番号	フリガナ		(職 種)	
	氏 名			
住 所				
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ	住 所	職員との 続 柄	
	氏 名			
就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	年 齢	歳	退職事由
		退職手当の算定の基礎となる勤続期間		年 月
	退職日給料月額 ①	退職手当基本額算定 上の給料月額②	退職手当基本額 の支給率 ③	退職手当調整額 ⑥
改定後	(級 号) 円	(①×) 円	月	円
改定前	(級 号)	(①×)		
	退職手当基本額 ④=②×③	基本額の特例 ⑤(計算は別紙)	新条例退職手当額⑦=④又は⑤+⑥	
改定後	円	円	円	
改定前				
新条例切替日前日までの支給率等		新条例切替日前退職手当額	退 職 手 当 支 給 額	
年 齢	勤続年数	旧条例支給率⑧	⑩=⑦又は⑦<⑩の場合は⑩の額	
歳	年 月		改定後	円
給料月額 ⑨	(級 号)	円	改定前	
			差 額	
退職事由による特別負担金(1)		支給条例第3条第1項の支給率 ⑫		月
特別負担金(1)の額算定上の退職手当額 ⑬=①×⑫旧条例適用は ⑨×⑫	改定後	円	特別負担金(1)・(2)の合計 ⑭+⑰	
	改定前		改定後	円
特別負担金(1)の額⑭=④又は⑤-⑬ 旧条例適用は⑩-⑬	改定後	円	改定前	
	改定前		差額	
給料月額 による 特別負担金 (2)	退職日給料月額(退職日給料月額が 退職の1年前の号給より4号給を超 えている場合は4号給上位の額) ⑮		特別負担金(2)の額 ⑰=④又は⑤-⑱ 旧条例適用は⑩-⑱	
改定後	(級 号給)	円	円	円
改定前	(級 号給)		円	

※ 死亡退職の場合⑮の4号給は8号給に、⑫の支給率は③の支給率に読み替える。